

【シンガポール】 マッサージ事業所法の改正

前・海外立法情報課 合地 幸子
(海外立法情報課在籍時に執筆)

* 2018年3月1日、改正マッサージ事業所法が施行された。同改正法は、無許可事業所による違法行為の取締りと罰則を強化する一方、違法行為を行う可能性の低いマッサージ行為を営業許可申請の対象から除外する。

1 背景

シンガポールでは、マッサージを提供する事業者は、1959年に制定（2013年最終改正）されたマッサージ事業所法¹及び付属規定の2004年マッサージ事業所規則（G.N. No. S 615/2003）²に基づき、営業許可の申請が義務付けられている。

従来のマッサージ事業所法は、営業許可の申請対象である「マッサージ又は特別治療」を、マッサージ、マニキュア、ペディキュア又は光、電気、スチーム、浴槽等を使用した類似の治療としている。また、営業許可の申請の対象から除外する事業所を、公的機関の管理下にある病院、老人ホーム等とし、美容院での女性に対する施術、客から施術が眺められるような開かれた場所での営業も除外すると規定していた。

内務省の発表によれば、営業許可の申請を義務付けているにもかかわらず、同省が摘発した無許可事業所の数は、2013年以降に約4割増加し、その多くがマッサージ施設を隠れ蓑に「副業」（売春等を意味する）を行っていた³。一方、2017年の1年間に、適正に営業許可を取得した事業所では違法行為はほとんど行われていないとされる。テオ（Josephine Teo）第二内務相（副大臣に相当）は、無許可事業所の取締りは、実態を知りながら賃貸を行っている施設所有者等に対しても行う必要があると述べた⁴。

そのため政府は、無許可事業所に対する取締体制及び罰則を強化すると共に、違法行為を行う可能性が低いマッサージ行為を対象から除外するために2017年12月7日、マッサージ事業所法の改正（No.45 of 2017）⁵を行った（2018年3月1日施行）。旧法の全13か条から、改正法は全6部38か条と大幅に規定が追加された。

2 改正法の概要

(1) 立入検査及び捜査等の権限強化

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年3月9日である。

¹ Massage Establishments Act (CHAPTER 173) Revised Edition 2013. <<https://statutes.agc.gov.sg/Act/MEA2017/Uncommenced/20180111195857?DocDate=20180110>>

² Massage Establishments Rules Revised Edition 2004. <<https://sso.agc.gov.sg/SL-Supp/S648-2004/Published/20041025?DocDate=20041025>>

³ Ministry of Home Affairs, “*Massage Establishments Bill 2017*,” 2 October 2017. <<https://www.mha.gov.sg/newsroom/press-releases/Pages/Massage-Establishments-Bill-2017.aspx>>

⁴ “Tougher penalties for unlicensed massage places,” *Straits Times*, 7 November 2017. <<http://www.straitstimes.com/singapore/tougher-penalties-for-unlicensed-massage-places>>

⁵ Massage Establishments Act 2017. <<https://statutes.agc.gov.sg/Act/MEA2017/Uncommenced/20180111195857?DocDate=20180110>>

これまで、免許規制局職員（Licensing Officer）⁶は、苦情等がある場合に限り立入検査を行い全ての書類を検査することができると言われていた。改正法は、新たに、免許規制局職員、同局補助職員、警察官等⁷を、立入検査を実施する検査官（inspecting officer）として定義付け（第2条）、検査官には、立入検査を実施し、店舗内の任意の場所又は人、物を写真撮影、録音、素描すること、営業許可の申請書等に関する説明及び閲覧を要求すること、営業許可の申請書等が電子形式で保管されている場合、情報が保存されているコンピューター等へアクセスし、それらを押収する際、文書を電子形式で複製し、他の記憶媒体に転送すること等の権限を付与した（第23条）。

また、同法の規定する違法行為の捜査のため、免許規制局職員又は警察官には、新たに、被疑者の身元の照会を始め、捜査上必要と判断される情報、文書、物品等の提出、書面による警察への出頭要請及び取調べの権限を付与した。さらに、違法行為が疑われる事業所への令状無しでの立入り、施錠等により立入りが困難な場合の「合理的手段」の行使も認められている（第24条第1項）。

立入検査及び捜査結果に基づき、警察庁長官は、無許可のマッサージ施設へ閉鎖命令を出すことができる（第19条第1項）。

(2) 違反事業者に対する罰則強化

マッサージ事業所法に違反し有罪判決を受けた者は、これまで1,000 シンガポールドル（以下「ドル」）⁸以下の罰金を科されていた。改正により、初犯者には、10,000 ドル以下の罰金若しくは2年以下の禁固又はその両方、再犯者には、20,000 ドル以下の罰金若しくは5年以下の禁固又はその両方を科すこととされた（第5条第4項）。

(3) 施設所有者等に対する処罰

施設所有者等が、無許可でマッサージ事業所を開業していると知りながら賃貸等を行った場合も新たに違法行為とされ（第5条第3項）、違反事業者に対する罰則と同等の罰則が科されることとなった。

(4) 法律の対象範囲の変更

改正法は、同法の対象である「マッサージ」を「筋肉の緊張緩和、血行促進、柔軟性を高める目的で、人体又はその一部を、（小型機器の使用を伴うか否かにかかわらず）手を使用して摩擦し揉む行為」と定義した（第2条）。違法行為が行われる可能性が低い、マニキュア及びペディキュア・サロン、脱毛治療等のレーザー光線治療、フィッシュ・スパ、ベビー・スパは、この定義から外れるため、営業許可申請の対象から除外された⁹。

参考文献

- ・独立行政法人日本貿易振興機構シンガポール事務所『シンガポールにおける理容・美容産業制度調査』2012年9月
<https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07001229/riyou_singapore1.pdf>

⁶ マッサージ事業所の所管官庁は内務省であり、実際には同省傘下のシンガポール警察免許規制局（Police Licensing & Regulatory Department）の職員（Licensing Officer）が取締りに当たる。

⁷ テオ第二内務相によれば、補助警察官や警察官定年退職者のような適切な訓練を受けた者も検査官に任命できるとされる。“Singapore clamps down harder on unlicensed massage businesses,” *Channel Newsasia*, 2017.11.6. <<https://www.channelnewsasia.com/news/singapore/singapore-clamps-down-harder-on-unlicensed-massage-businesses-9379702>>

⁸ 1 シンガポールドルは約81円（平成30年3月分報告省令レート）。

⁹ Ministry of Home Affairs, *op.cit.*(3)